

令和元年分の確定申告の取組について

(報道発表資料)

1 雑損失の繰越控除を申告される方へ

- 自然災害により被害を受けられた方には、雑損控除などの税制上の措置（手続）があります。
- 平成 30 年 7 月豪雨等で被災された納税者の方で、既に平成 30 年分確定申告において雑損控除を適用された方でも、令和元年分確定申告において雑損失の繰越控除を受けられる場合があります。
- 雑損控除や雑損失の繰越控除等を申告される方は、**スマートフォンやパソコンから確定申告書の作成・e-Tax で送信（電子申告）**ができます。
- 雑損失の繰越控除等に関するご相談については、2 月 14 日以前でも、税務署窓口等においてご相談を受け付けています。
詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

2 パソコン・スマホから確定申告

- 確定申告書は、国税庁ホームページの**確定申告書等作成コーナー**を利用して**自宅等で作成**できます。
画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、**税金を自動的に計算**でき、**計算誤りの心配もありません**ので、是非ご利用ください。
- 作成した申告書データ^(注1)は、**e-Tax で送信（電子申告）**すれば、**税務署に行くことなく申告手続を完了**できます。
e-Tax で送信（電子申告）する場合、保険料控除証明書などの**添付書類を提出いただく必要はありません**^(注2)し、**還付金も早く受け取ることができる**というメリットがあります。
(注1) 電子申告用のデータ（拡張子「. data」）をいいます。
(注2) 住宅ローン控除関係書類など一定の書類については提出が必要です。

なお、提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

- **e-Tax をご利用になれない方は、作成した申告書データ^(注1)をプリンタ^(注2)で印刷し、税務署へ郵送**してください。

(注1) 印刷用のデータ(拡張子「.pdf」)をいいます。

(注2) コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)をご利用いただくことも可能です。

3 スマホ×確定申告 進化するスマート申告

- **確定申告書等作成コーナーは、スマートフォンでも操作**ができますので、時間や場所を気にする必要がありません。
- 令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金所得や年金以外の雑所得がある方など、**スマートフォン専用画面**をご利用いただける方の範囲が広がりました。

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得(年末調整(年調)済、1ヶ所)	給与所得(年調済1ヶ所、年調未済・2ヶ所以上に対応)、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	-	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ)

- e-Tax の送信方式は、「**マイナンバーカード方式**」と「**ID・パスワード方式**」から**選択**でき、スマートフォンでも**e-Tax で送信(電子申告)**することができます。

ご用意いただくものは次のとおりです。

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード ● マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダーライター(PCの場合) 	<p>「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用の</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ID(利用者識別番号) ● パスワード(暗証番号)

※ ID・パスワード方式は暫定的な方式であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

- 申告書データ^(注)をスマートフォン等へ保存しておくこと、翌年以降、このデータを活用して確定申告書の作成を開始でき便利です。
(注) 電子申告用のデータ(拡張子「. data」)をいいます。
- 各税務署では、2月17日(月)から開設する確定申告会場に「スマホコーナー」を設置し、来場者の方のスマートフォン申告をサポートします。

4 チャットボットを試験導入します

- 国税庁ホームページに **24 時間対応可能**な新しい相談チャネルとして、「税務相談チャットボット」を試験導入します。
- チャットボットでは、税に関する疑問を、**曜日や時間に関係なく気軽に質問**できます。試験導入では、給与や年金収入がある方からお問い合わせが多い「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に質問にお答えします。

チャットボットとは、一般に「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、テキスト入力などを通じ、AI(人工知能)を活用して自動的に回答する会話プログラムをいいます。

- 国税庁ホームページの「タックスアンサー」でも税に関する情報を提供しています。
- 確定申告に関する一般的なご相談は、「確定申告テレフォンセンター」をご利用ください。最寄りの税務署の代表番号に電話し、音声ガイダンスに従い、「0」番を選択してください。

5 消費税率の引上げに伴う軽減税率制度への対応

- 軽減税率制度の導入に伴い、軽減税率対象の取引がある消費税課税事業者の方は、**税率ごとに区分した記帳（区分経理）**をする必要があります。
- 消費税の確定申告に当たっては、区分経理に基づき、「**課税取引金額計算表**」等を作成いただくと便利です。
- 消費税の確定申告書は、パソコンから**確定申告書等作成コーナー**を利用して、「課税取引金額計算表」に基づき入力すれば、**計算誤りの心配もなく**作成できます。

作成した申告書データ^(注1)は、**e-Taxで送信（電子申告）**又はプリンタ^(注2)で**印刷し、税務署へ郵送**してください。

(注1) 電子申告用のデータ（拡張子「. data」）又は印刷用のデータ（拡張子「. pdf」）をいいます。

(注2) コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）をご利用いただくことも可能です。

- 軽減税率制度導入後、初めての確定申告となることから、各税務署では、当制度に関するご相談について、2月14日以前でも受け付けています。

なお、当制度のご相談については、予め相談日の事前予約をお願いしています。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

6 QRコードを利用したコンビニ納付ができます

- パソコンやスマートフォンを使って、納付に必要な情報を「QRコード」^(注1)として作成し、コンビニエンスストア^(注2)で納付することができます。

納付書の取得のために税務署窓口に出向く必要がありません。

(注1)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(注2)「Loppi」又は「Famiポート」端末を設置している店舗で利用可能です。

- 確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税及び贈与税の確定申告書を作成する際に、併せて「QRコード」を作成することができます。
-

参 考 資 料

広島国税局

目 次

雑損失の繰越控除を申告される方へ	1
パソコン・スマホから確定申告	3
スマホ×確定申告 進化するスマート申告	5
チャットボットを試験導入します	7
事業者の皆様へ	9
QR コードを利用したコンビニ納付ができます	13
副収入の申告漏れにご注意ください	15
マイナンバーの記載等をお忘れなく	16
住宅ローン控除の誤り等にご注意ください	17
令和元年分確定申告の受付期間等	19

雑損失の繰越控除を申告される方へ

お持ちのスマホ・タブレットまたはパソコンから、確定申告書の作成・送信（提出）ができます。
また、令和2年1月から、次のとおりスマホ専用画面を利用できる方の範囲が広がり、雑損失の繰越控除も申告できます。

項目	令和元年年分
収入	給与所得（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応）公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、 <u>本年分で差し引く繰越損失額</u> 、財産債務調書（案内のみ）

スマホの方は
こちらから！



パソコンの方は
こちらで検索！

確定申告作成コーナー

クリック！

◀電子申告（e-Tax）の手順は次の5段階▶



【繰越損失（雑損失）入力方法】

◆ スマートフォンをご利用の方 → 入力例1へ

◆ パソコンをご利用の方 → 入力例2へ（裏面）

入力
例1

スマートフォンを利用して申告される方

【STEP3のうち、雑損失の繰越損失額の入力方法】

平成30年分「申告書（損失申告用）第四表（控）」をお手元にご用意ください。

平成 **30** 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書（損失申告用）

3 翌年以後に繰り越す損失額 整理番号 □□□□□□□□

青色申告者の損失の金額	⑦②	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	⑦③	
変動所得の損失額	⑦④	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	⑧④	1,000,000 円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	⑧⑤	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	⑧⑥	円

① 「収入の入力」、「控除の入力（1/2）」入力後、「控除の入力（2/2）」のうち「本年分で差し引く繰越損失額」をタップします。

② 申告書（損失申告用）第四表を選択し、繰り越す損失が発生した年分をタップした後「特定損失以外の雑損失」の欄に金額を入力します。入力後、「次へ」をタップします。



入力例2

パソコンを利用して申告される方

平成30年分「申告書（損失申告用）第四表（控）」をお手元にご用意ください。

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書（損失申告用）

3 翌年以後に繰り越す損失額 整理番号

青色申告者の損失の金額	(72)	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	(73)	
変動所得の損失額	(74)	

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額 (84) 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (85) 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (86) 円

第四表 (二)

【STEP3のうち、雑損失の繰越損失額の入力方法】

- ① 「収入金額」、「所得控除」、「税額控除」の入力後、「その他の項目」のうち「本年分で差し引く繰越損失額（入力する）」をクリックします。

その他の項目 (単位：円)

項目	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容等
予定納税額	<input type="button" value="入力する"/>		前年の納税額が15万円以上の方などで、税務署から予定納税の通知書が送付された方は、入力漏れにご注意ください。
本年分で差し引く繰越損失額	<input type="button" value="入力する"/>		前年から繰り越された「上場株式等の譲渡損失」又は「先物取引に係る損失」がある方は、「収入金額・所得金額の入力」画面の「株式等の譲渡所得等」又は「先物取引に係る雑所得等」の入力画面から入力してください。



- ② 損失の生じた年分の「雑損失（第四表）（二）（84）の金額」に繰越損失額を入力します。

本年分で差し引く繰越損失額の入力

前年分までの所得から差し引くことのできなかった損失、居住用財産に係る通算後譲渡損失や雑損失の金額等を入力してください。

※ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、この画面ではなく、株式等の譲渡所得等の画面から入力を行ってください。

提出（送信）した申告書等様式の選択

前年分に提出（送信）した損失申告用の申告書等様式を以下から選択してください。

申告書（損失申告用）第四表

申告書（損失申告用）第四表及び第四表付表

平成29年分 (2年前)	損失 (平成29年が白色の場合)	<input type="text"/>	円
	居住用財産に係る通算後譲渡損失	<input type="text"/>	円
平成30年分 (1年前)	雑損失	<input type="text"/>	円
	青色申告者の損失 (第四表(二)の(72)の金額)	<input type="text"/>	円
	居住用財産に係る通算後譲渡損失 (第四表(二)の(73)の金額)(※)	<input type="text"/>	円
	被災事業用資産の損失(山林以外) (第四表(二)の(79)の金額)	<input type="text"/>	円
	雑損失 (第四表(二)の(84)の金額)	<input type="text" value="1,000,000"/>	円

※ 「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成30年分）【租税特別措置法第41条の5用】」の③の金額又は「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成30年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】」の③の金額を入力してください。

※このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

申告方法等に関して、ご質問・ご不明な点がございましたら税務署にお問い合わせください。

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！

確定申告



👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告書等作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

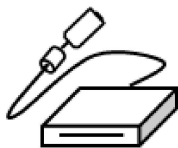
① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、**スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。**



申告書の作成はこちらから！



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

雑損控除も受けられます

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済、1ヶ所）	給与所得（年調済1ヶ所、年調未済・2ヶ所以上に対応）、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	-	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）

e-Taxで手続き完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。
 ・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。



対象端末の一覧はこちらから！



マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

進化するスマート申告！ ～5つのステップで手続完結！～

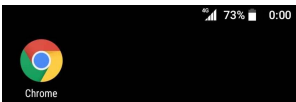


STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方



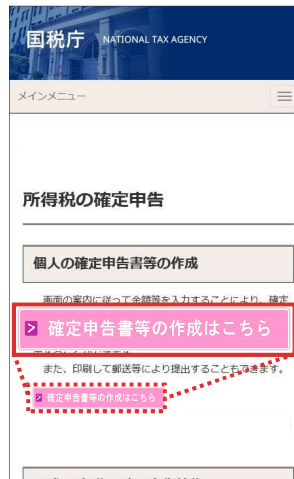
Android™の方



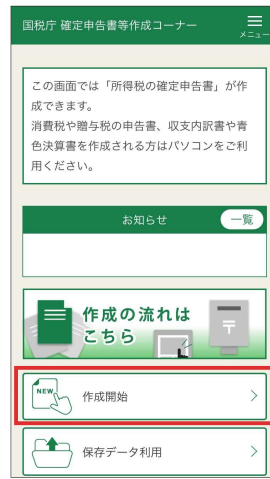
確定申告



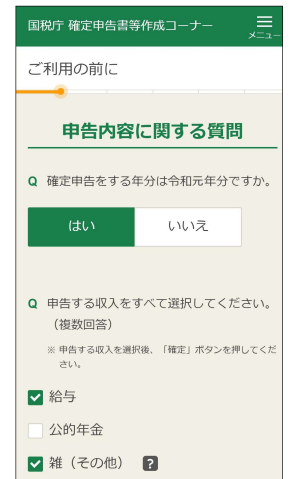
インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

Q 提出方法を選択してください。

- e-Tax (マイナンバーカード方式) ?
- e-Tax (ID・パスワード方式) ?
- 書面

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

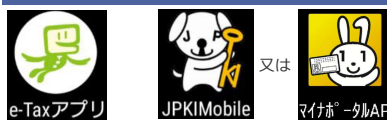


対象端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)
お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

マイナンバーカード方式



画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID・パスワード方式



ID・PWが目印

ID (利用者識別番号)

1234567812345678

パスワード (暗証番号)

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

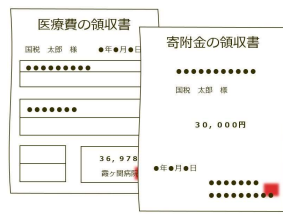
STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力

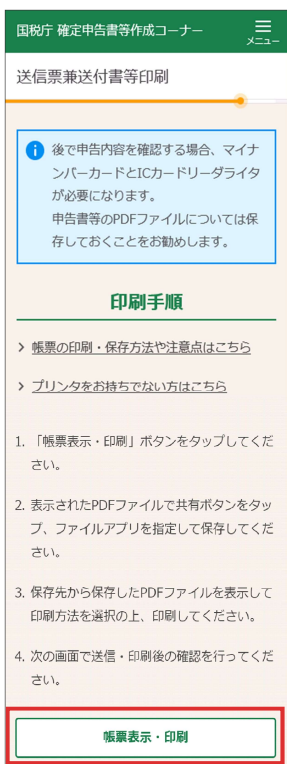


マイナンバーをお忘れなく！
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら申告は完了です。

「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

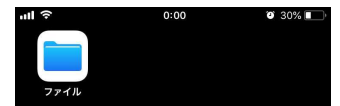
・ Android、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

令和2年1月15日から3月末まで、国税庁ホームページに「税務相談チャットボット」を試験導入します。

チャットボットの導入は、「税務行政の将来像に関する最近の取組状況（令和元年6月公表）」において納税者の利便性向上の施策の一つとして掲げているもので、24時間対応可能な新しい相談チャネルです。

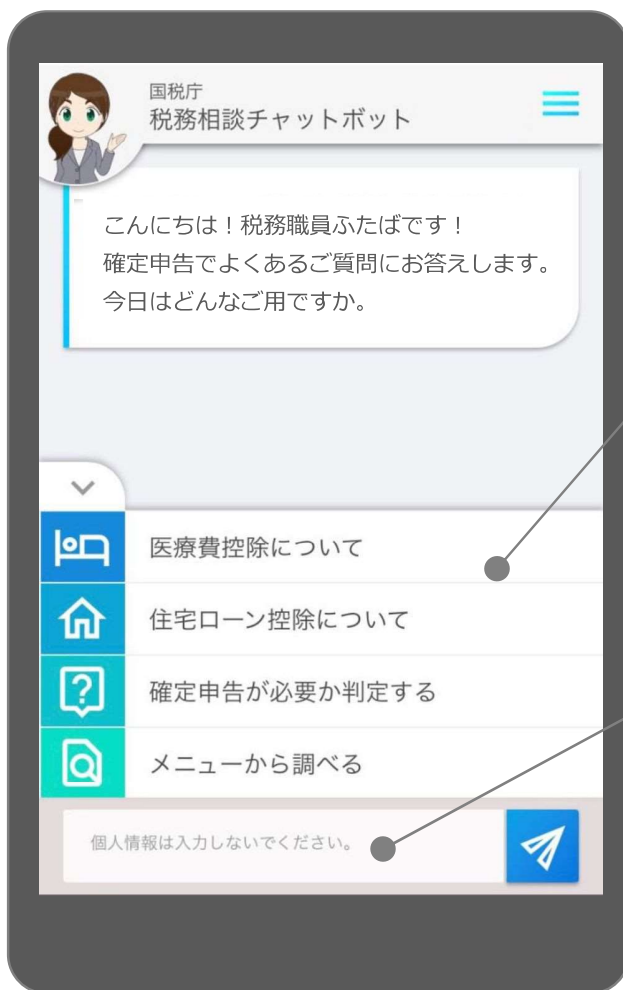
チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を、曜日や時間に関係なく気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

チャットボットとは・・・

チャットボットとは、一般に「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、テキスト入力などを通じ、AI（人工知能）を活用して自動的に回答する会話プログラムをいいます。

一部の民間企業や地方自治体などで導入が進んでいます。

スマートフォンで見た場合の画面イメージ



パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでもご利用できます。

税務相談チャットボットへの質問のしかたは、2つあります。

①お問合せの多い「よくある質問」はメニューから選べます。

②フリーワード（話し言葉、キーワードなど）で自由に入力して質問することができます。

※開発中の画面のため、実際と異なる場合があります。



税務職員ふたば

税務相談チャットボットは、令和2年1月15日から3月末までの期間「試験導入」として、国税庁ホームページに設置します。

試験導入では、令和元年分の所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、給与や年金の収入がある方からお問合せが多い質問にお答えします。具体的には、次のとおりです。

- ・給与所得、年金の所得
- ・確定申告の手続
- ・医療費控除、住宅ローン控除
- ・社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除（ふるさと納税）、雑損控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、基礎控除
- ・スマートフォンでe-Tax送信する際の事前準備

試験導入で利用者の方からいただいたご意見やご質問からチャットボットをより使いやすく改善したり、AIの学習を行って回答の精度を向上させ、令和2年度中に本格的な運用を開始したいと考えています。

チャットボットは、皆様の利用を通じて改善していきますので、最初は答えられない質問もあるかもしれませんが、温かい目で成長を見守っていただければと思います。

事業者の皆様へ

(～区分経理から消費税申告書の作成まで～)

令和元年 10 月 1 日から、消費税の軽減税率制度が実施されました。
この資料では、制度実施後における消費税申告書の作成に当たって、事業者の皆様にご留意いただきたい事項などをまとめていますので、ご参考としてください。

令和元年 11 月 国税庁
(令和 2 年 1 月更新)

年間取引の集計（課税取引金額計算表等の作成）

- 元帳の勘定科目ごと・税率ごとの取引の合計額から、**税率ごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れを集計**する必要があります。
 （参考）国税庁ホームページには、個人事業者の方向けに、消費税申告書の作成に便利な「**課税取引金額計算表**」を掲載していますので、ご活用ください（法人の事業者の方も活用できます。）。
- 軽減税率制度に対応した会計ソフトを利用している場合でも、**日々の取引を税率ごとに区分して入力しておく**が必要です。

勘定科目ごと・税率ごとの集計

総勘定元帳（交際費） X X 年		
総勘定元帳（仕入れ） X X 年		
総勘定元帳（売上げ） X X 年		
摘要	借方	貸方
年間計		20,000,000
うち8%対象（旧税率）		15,000,000
うち8%対象（軽減）		2,500,000
うち10%対象		2,500,000
うち免税		0
うち非課税		0
うち不課税		0

勘定科目ごとにその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、

- ・旧税率8%
- ・軽減8%
- ・10%
- ・免税取引
- ・非課税取引
- ・不課税取引

ごとの合計額を記載しておく、消費税申告書の作成が容易となります。

軽減税率は、旧税率と同じ「8%」ですが、
 ・軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
 ・旧税率8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）
 割合が異なるため区分しておくことが必要です。

課税取引金額計算表

区分経理された元帳を基に「**課税取引金額計算表**」を作成します。
 ⇒ 消費税申告書の作成のため、**税率ごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ**を集計します。

XX年課税期間における税率ごとの課税売上げの合計額

○ 課税取引金額計算表

科目	決算額	Aのうち課税取引に及らぬもの(※1)	課税取引金額(A-B)	2019.9.30以前(※2)			2019.10.1以後(※2)		
				うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
	A	B	C	D	E	F			
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑨	100,000		100,000	75,000	25,000				
接待交際費 ⑩	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給与賃金 ⑪	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ⑫	500,000	200,000	300,000	225,000	75,000				
計 ⑬	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ⑭	2,901,000								
⑬+⑭ ⑮	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

XX年課税期間における税率ごとの課税仕入れの合計額

申告書作成

- 課税取引金額計算表などで集計した内容を基にして、課税売上げと課税仕入れを適用税率ごとに消費税申告書及び付表に転記して消費税額を計算します。
 軽減税率制度実施後の申告書等の様式は、複数税率に対応した様式に変更されていますが、作成手順自体は、これまでと大きく変わるものではありません。

○ 作成した課税取引金額計算表等

科目	決算額	Aのうち課税取引に及らぬもの(※1)	課税取引金額(A-B)	2019.9.30以前(※2)			2019.10.1以後(※2)		
				うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
	A	B	C	D	E	F			
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑨	100,000		100,000	75,000	25,000				
接待交際費 ⑩	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給与賃金 ⑪	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ⑫	500,000	200,000	300,000	225,000	75,000				
計 ⑬	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ⑭	2,901,000								
⑬+⑭ ⑮	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

○ 申告書・付表へ転記

The image shows a screenshot of the Japanese tax return system (E-tax). It displays the '課税標準額等の内訳書' (Breakdown of taxable standard amounts, etc.) form, which is used to transfer data from the '課税取引金額計算表' (Taxable Transaction Amount Calculation Table) to the tax return. The form includes fields for sales and purchases, categorized by tax rate (e.g., 8%, 10%, reduced rate, etc.).



ここまでくれば申告書の完成はもうすぐです。
 付表の作成から申告書作成までの具体的な記載については、国税庁ホームページ「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」をご参照ください。

軽減税率制度実施後の税額計算

- 消費税の納付税額は、売上税額から仕入税額を控除して算出（仕入税額のほうが大きい場合は還付）することとされており、その算出方法は軽減税率制度の実施後も変わりません。
 - 軽減税率制度の実施により、消費税率が軽減税率と標準税率の複数税率となったことから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
 - なお、軽減税率制度実施後の一定期間、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。
- （注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

《消費税の納付税額の計算のイメージ》

税額は税率ごとに計算する必要があります。



$$\text{売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{10}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{8}{108} \right)$$

$$\text{仕入税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} \right)$$

$$\text{消費税の納付税額} = \text{売上税額} - \text{仕入税額}$$

仕入税額のほうが大きい場合、消費税は還付されることとなります。

売上税額の計算の特例

- 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）は、
 - ・ 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、
 - ・ 売上げの一定割合（以下のいずれかの特例を選択）を軽減税率の対象売上げ※として、売上税額を計算することができます。

$$\text{※ 軽減税率の対象となる税込売上額} = \text{課税売上げ（税込み）} \times \text{以下のいずれかの割合}$$

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者（注）

（注）簡易課税制度を選択しない中小事業者に限ります。

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ（税込み）

② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者

軽減売上割合

通常の事業を行う連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の事業を行う連続する10営業日の課税売上げ（税込み）

③ ①・②の割合の計算が困難な中小事業者

50

100



卸売業・小売業を営む事業者の方は、仕入れを税率ごとに管理できれば、売上税額を計算することができます。



通常の事業を行う連続する10営業日の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額を計算することができます。



「主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者（注）」が対象となります。

（注）適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者をいいます。

QRコードを利用した コンビニ納付ができます！



お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →



24

利用可能なコンビニエンスストア

●ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

●ファミリーマート
(「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードの作成方法には、2種類の方法があります。

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、『住所・氏名等入力』画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 *は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字*
例) (個人) 国税 太郎
例) (法人) 株式会社コクセイ商事

氏名(名称)カナ*
例) コクセイ タロウ
例) カブシキガイシャコクセイショウジ

郵便番号 (半角数字)
例) 1000013

住所(所在地)*
例) 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話番号* - - (半角数字)
例) 固定電話 00-1234-5678
例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号 (半角数字)
例) 01234567

納付先税務署* 郵便番号から検索します
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

納付内容

納付税目* ③

課税期間(自)* 年

申告区分*

本税額 円 (半角数字、「,」不要)

加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

重加算税額 円 (半角数字、「,」不要)

利子税額 円 (半角数字、「,」不要)

延滞税額 円 (半角数字、「,」不要)

合計額* 円 (半角数字、「,」不要)

⑤


コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード
ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ

Fami ポート端末用 QR コード
ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート

納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。



右のコードからもアクセスできます。 →
(www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)

1. 「作成開始」をクリック
2. 納付情報の入力
3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック
4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック
5. 「次へ」ボタンをクリック

利用者情報の入力

①氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号がご不明な場合は空欄のままで構いません。

納付先税務署の入力

②納付先税務署を入力します。
「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

③納付税目をプルダウンメニューから選択します。

申告書等確認の入力

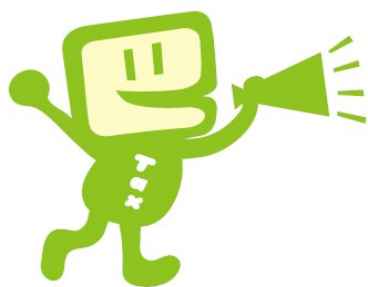
④申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。
例) 令和元年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合
・課税期間(自)：令和元年
・申告区分：確定申告
・本税額：10,000円
・合計額：10,000円

「次へ」ボタンをクリック

⑤「次へ」ボタンをクリック

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます



- **副収入の申告もれ**にご注意ください。
- **スマートフォンで副収入（雑所得）の申告**ができるようになりました。

● **ネットオークションやフリーマーケットアプリ**などを利用した**個人取引による所得**

（具体例）

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

● **ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等**による所得

● **競馬等のギャンブル**から生じた所得

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の**サラリーマンの方**は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。

確定申告書には、

- ①マイナンバーの記載
- ②本人確認書類の提出等

をお忘れなく！！



- 確定申告書には、申告するご本人の「マイナンバーの記載」及び「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

※ ご自宅等から確定申告書をインターネット（e-Tax）で送信する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

- 確定申告書に、配偶者・扶養親族・事業専従者について記載する場合には、これらの方の「マイナンバーの記載」も必要です。

※ これらの方の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- 本人確認書類とは、次の書類をいいます。

① マイナンバーカード

又は

② 次の「番号確認書類」と「身元確認書類」

番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
● 通知カード
● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
● パスポート ● 身体障害者手帳
● 在留カード
● お持ちの方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
などのうちいずれか1つ



ご注意ください！！！！

- ① 住宅ローン控除の誤り
- ② ふるさと納税の申告漏れ
- ③ 予定納税額の記載漏れ
- ④ 添付書類の提出漏れ

- **住宅ローン控除**について、**次の誤り**にご注意ください。
 - ① 住宅取得等資金の贈与についての**贈与税の非課税特例（贈与特例）**の適用を受けたにもかかわらず、その適用を受けた住宅取得等資金の額を、住宅の取得価額等から差し引いて住宅ローン控除額を計算しなかった。
 - ② 居住していた住宅について、**譲渡特例**の適用を受けたにもかかわらず、住宅ローン控除を受けた。

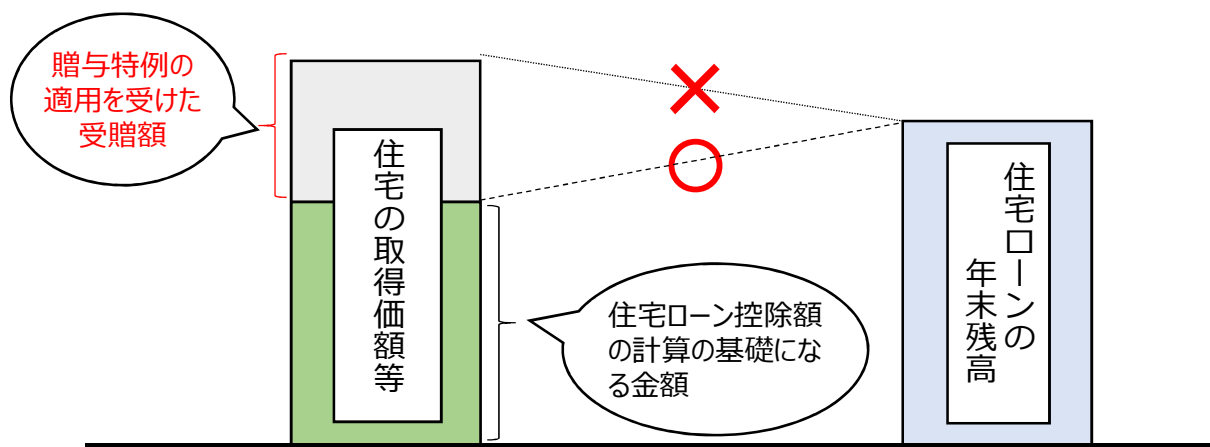
※ 上記①及び②について、詳しくは次ページを参照ください。
- **ふるさと納税**について、ワンストップ特例を申請された方であっても、「**医療費控除などの確定申告を行う場合**」や「**寄附先が5団体を超える場合**」は、**全てのふるさと納税の申告が必要となります**のでご注意ください。
- **予定納税額**について、**申告書への記載漏れ**にご注意ください。

予定納税額は、税務署から送付された「**予定納税額の通知書**」に記載されています。
- 次の**添付書類の提出漏れ**にご注意ください。

住宅ローン控除を受ける場合の「**売買契約書の写し**」、「**登記事項証明書**」や「**年末残高証明書**」など

① 住宅取得等資金の贈与についての贈与税の非課税特例（贈与特例）の適用を受けた場合の住宅ローン控除額の計算誤り

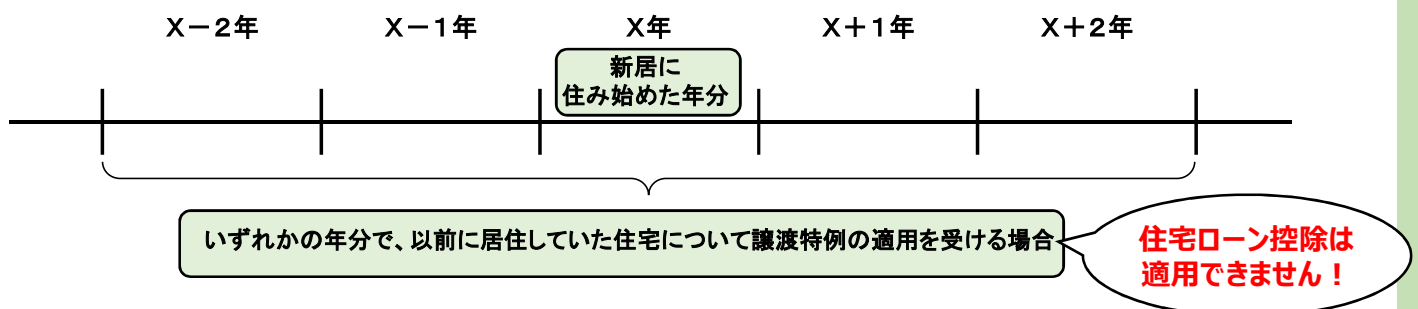
- 住宅ローン控除額は「住宅の取得価額等」と「住宅ローンの年末残高」の**いずれか低い方の金額**に基づき計算します。
- その際、住宅取得等資金について**贈与特例の適用**を受けた場合^(注)は、その適用を受けた受贈額を**住宅の取得価額等から差し引く**必要があります。



(注) 「贈与特例の適用を受けた場合」とは、①住宅取得等資金の贈与税の非課税、②住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受けた場合をいいます。

② 住宅ローン控除と譲渡特例との重複適用

- 個人が新居に住み始めた年分及びその前後2年分ずつの計5年の間に、**譲渡特例の適用を受ける場合**^(注)、その新居について**住宅ローン控除の適用を受けることができません**。



(注) 「譲渡特例の適用を受ける場合」とは、①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）、②居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円の特別控除）（被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除を除きます。）、③特定の居住用財産の買換え等の特例、④既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の特例、のいずれかの適用を受ける場合をいい、新居に住み始めた年分に住宅ローン控除の適用を受け、その翌年又は翌々年中にその新居を売却して上記①～④の特例の適用を受ける場合を除きます。



- 申告相談会場は、“**2月17日**”から開設しております。
- 署外会場を開設している場合、税務署での確定申告の相談は行っておりません。

●令和元年分確定申告の受付期間

所得税等	令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月)～令和2年3月31日(火)
贈与税	令和2年2月3日(月)～令和2年3月16日(月)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っていません。**一部の申告会場**では、**2月24日(月)**と**3月1日(日)**に限り日曜日・祝日等も相談・申告書の受付を行います。

●令和元年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

確定申告会場一覧

都道府県	税務署名	確定申告会場	確定申告会場所在地	閉庁日対応
鳥取県	鳥取	鳥取市役所駅南庁舎 地下1階（第5会議室）	鳥取市富安2丁目138番地4	○
	米子	米子コンベンションセンター（ビッグシップ）2階国際会議室	米子市末広町294番地	
	倉吉	倉吉税務署	倉吉市上井587番1号	
島根県	松江	くにびきメッセ	松江市学園南1丁目2番1号	○
	浜田	浜田税務署 2階	浜田市殿町1177番地	
	出雲	出雲市役所（くにびき大ホール）	出雲市今市町70番地	
	益田	益田税務署	益田市元町12番11号	
	石見大田	石見大田税務署	大田市大田町大田イ289番地2	
	大東	大東税務署 2階	雲南市大東町飯田86番7号	
	西郷	西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	
岡山県	岡山東	ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	○
	岡山西			
	西大寺	西大寺税務署 2階	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	
		ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	○
	瀬戸	瀬戸税務署 1階	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	
		ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	○
	児島	児島税務署 1階	倉敷市児島小川5丁目1番66号	
	倉敷	イオンモール倉敷専門店2F イオンホール	倉敷市水江1番地	
	玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	
	津山	津山税務署（庁舎別館1階）	津山市田町67番地	
	玉野	玉野税務署 1階会議室	玉野市宇野2丁目4番12号	
	笠岡	笠岡税務署 1階	笠岡市五番町5番48	
	高梁	高梁税務署 1階会議室	高梁市向町13番地	
新見	新見税務署	新見市新見721番1号		
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1		
広島県	広島東	NTTクレドホール（基町クレド・パセーラ11階）	広島市中区基町6番78号広島県庁前	○
	広島南			
	広島西			
	広島北			
	呉	呉税務署	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	
	竹原	竹原税務署	竹原市中央3丁目2番12号	
	三原	三原税務署	三原市宮沖2丁目12番1号	
	尾道	尾道税務署	尾道市古浜町27番18号	
	福山	エフビコR i M 7階	福山市西町1丁目1番1号	
	府中	府中市文化センター（1階展示室）	府中市府川町70番地	
	三次	三次税務署	三次市十日市東1丁目13番5号	
	庄原	庄原税務署	庄原市三日月町667番地5号	
	西条	西条税務署	東広島市西条昭和町16番8号	
	廿日市	廿日市税務署 NTTクレドホール（基町クレド・パセーラ11階）	廿日市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎 広島市中区基町6番78号広島県庁前	
海田	海田税務署 NTTクレドホール（基町クレド・パセーラ11階）	安芸郡海田町大正町1番13号 広島市中区基町6番78号広島県庁前		
吉田	吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604番地1		
山口県	下関	海峡メッセ下関	下関市豊前田町3丁目3-1	
	宇部	宇部税務署	宇部市常盤町1丁目8番22号	
	山口	中市コミュニティホール（Nac）1階	山口市中市町3番13号	○
	萩	萩税務署	萩市唐樋町3番7号	
	徳山	徳山税務署	周南市今宿町2丁目35番地	
	防府	防府税務署	防府市緑町1丁目2番12号	
	岩国	岩国税務署	岩国市麻里布町7丁目9番37号	
	光	光税務署	光市虹ヶ浜3丁目10番1号	
	長門	長門税務署	長門市東深川964番地1	
	柳井	柳井税務署	柳井市柳井3745番地1	
	厚狭	厚狭税務署	山陽小野田市大字鴨庄111番地1	